

旭川スポーツみらいアンバサダーVR 動画制作等委託業務仕様書

1 業務名 旭川スポーツみらいアンバサダーVR 動画制作等委託業務

2 業務概要

(1) 目的

旭川スポーツみらいアンバサダーを始めとする本市にゆかりのあるアスリート（以下「アンバサダー等」という。）VR 動画及びゆかりの品の展示什器等を制作し、アンバサダー等の周知を行うとともに、市民に親しみを持ってもらう機会を提供すること。

(2) コンセプト

前述の目的の達成のため、本事業では次の点を重視する。

ア VR 動画の構成やゆかりの品の展示方法の工夫をし、市民がアンバサダー等をより身近な存在に感じることができるものとする。

イ 制作物等は、一定の場所への恒常的な設置に留まらないイベント等への持ち出しが可能なものとし、より多くの市民がVR 体験を行う又は動画やゆかりの品に触れる機会を生み出すものであること。

ウ VR 機器及び展示什器等の設置物は、新庁舎と親和性がある洗練されたデザインとすること。

(3) 業務内容

ア アンバサダー等の VR 動画制作業務

上記の目的及びコンセプトを踏まえ、委託者の承認を得た企画をもとに、VR 動画を制作すること。

(ア) VR 動画の仕様

- ・動画は、新規撮影を原則とするが、既存の動画やデータ等も必要に応じて使用できるものとする。

- ・撮影内容に関する知的財産権、肖像権等に配慮し、責任を持って確認及び調整を行うこと。

- ・VR 動画の撮影対象との調整や契約等は、原則として委託者が行う。

- ・VR の強みを活かした没入感・臨場感のある動画とし、アンバサダー等を中心に構成し、当該人物を間近で見ているような感覚を味わえるようにすること。

- ・必要に応じて、動画の題名、BGM 等を挿入し、適宜ナレーション、字幕等を活用し、視聴者が理解しやすい内容とすること。

- ・全編（5分～10分程度）及び広報版（15秒程度）を1本以上、アンバサダー等2名分について制作すること。なお、動画の再生時間や撮影対象の人数については目安であり、企画に応じた最適な再生時間とし、SNS や動画サイトへの投稿を想定したものとする。また、広報版の動画については、VR 以外の仕様も認める。

- ・VR 体験者が見ている映像をモニターに投影する等、VR 機器を装着していない者にも映像の共有を行い、興味・関心を引く工夫をすること。
 - ・運用開始後、どのような方法で内容の更新や修正等を行うのか提案し、本業務委託と異なる事業者が対応することとなった場合にも必要に応じて容易に更新や修正ができるものとする。
- (イ) アンバサダー等の VR 動画の公開に係る映像機器等の設置業務
- ・上記 2(3)ア(ア)で作成する動画の公開に係る映像機器等を委託者と協議の上、市内の指定の場所へ納品又は設置すること。
 - ・高齢者や VR 未経験者でも操作が可能な説明書等の環境を整えとともに、使用者の安全対策等に配慮すること。
 - ・当該機器等の運用方法について工夫がある場合提案すること。
 - ・運用マニュアル等を作成すること。
- (ウ) アンバサダー等ゆかりの品展示什器の制作・設置業務
- ・上記 2 で示した目的及びコンセプトを踏まえ、委託者の承認を得た企画をもとに、アンバサダー等のゆかりの品を展示するための什器を制作すること。
 - ・展示什器は、アンバサダー等のゆかりの品を展示できるものとし、あらゆるスポーツ種目の用具の展示を想定したものとする。
 - ・什器に展示するアンバサダー等のゆかりの品に市民が触ることができる機能や工夫等、上記 2(1)で示した目的の達成に効果的なものがある場合、提案すること。
 - ・制作した展示什器は、委託者と協議の上、市内の指定の場所へ設置すること。
 - ・令和 5 年 11 月 6 日(月)に開庁予定である旭川市役所の新庁舎において供用できる状態にあること。
- (エ) (ア)～(ウ)に付随する業務。

3 成果物

本業務の成果物は、次のとおりとする。

(1) 成果物

- ア VR 動画（全編・広報版）データを収録した電子媒体（DVD・BD 等）
- イ VR 視聴機器 1 台，モニター等 1 台
- ウ イに付属する機器及び環境
- エ 運用マニュアル
- オ 展示什器 1 台
- カ 業務実施報告。

(注) データ形式、アスペクト比等については、委託者との十分な協議・調整によること。

4 委託期間 契約締結の日から令和6年3月31日までとする。

5 完了報告

受託者は、本業務の完了後速やかに業務完了報告書を提出することとする。

6 委託料の支払

業務完了に伴う検査終了後、適法な請求を受けた後、30日以内に支払う。

7 業務実施にあたっての留意事項

(1) 業務実施体制

受託者は、委託者の目的及び意図を十分理解した上で、本業務を総括する責任者及び適正な人員を配置し、委託者との連絡・調整を密にしつつ、効率的に業務を進めること。

(2) プレビュー（映像によるチェック）

受託者は仮編集時及び納入前の段階で、必ず、委託者によるプレビュー（映像によるチェック）を受けるものとする。プレビューの結果、修正が生じた場合、受託者は速やかに映像の修正を行うこと。

(3) 再委託等の禁止

ア 業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

イ 業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ市の承諾を得なければならない。

(4) 情報の取扱

本業務により知り得た情報等を他者に漏えいしてはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

8 権利の帰属

本業務の成果品の所有権、著作権、利用権は、委託者に帰属するものとし、委託者は、本業務の成果品を期間の制限なく無償で、自ら使用するために必要な範囲内において、あらゆる媒体、手段、方法により公開・放送等に随時利用できるものとする。

9 その他

(1) 業務遂行上、疑義が生じた場合は、委託者の指示に従うこと。

(2) 本仕様書に関する詳細及び本仕様書に定めのない事項については、双方協議の上行うものとする。